

○生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上田 公司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第62号 鳴門市印鑑条例の一部改正について」ほか議案2件であります。

当委員会は、去る9月24日に委員会を開催し、慎重審査いたしました。議案第63号「鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は施行日の関係上、9月26日の本会議において議決しておりますことから、本日は、残りの2議案についての生活福祉委員長報告を申し上げます。

審査の結果、議案2件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第62号「鳴門市印鑑条例の一部改正について」であります。住民基本台帳法施行令等の改正に伴い、旧氏による印鑑を登録することができるよう所要の改正を行うものでした。

改正の内容としましては、本人の申し出により、住民票に旧氏、つまり旧姓を併記することを希望した方の印鑑登録証明書に、本人からの申し出による旧氏を併記することができ、また、申し出による旧氏での印鑑登録を可能とするものであるとの説明を受けました。

委員からは、旧氏で印鑑登録をし直すにあたって、手数料が必要かとの質問があり、印鑑登録は一人につき1個に限られており、新たに登録する場合については無料であり、改印等についても、なると市民カードをお持ちの場合は無料であるとの説明を受けました。

また、旧氏表示の手続きには、旧氏がわかるまでの戸籍謄本とマイナンバーカードが必要であり、マイナンバーカードをお持ちでない場合には、通知カードに旧氏併記を追記する必要があるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第64号「鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る、措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴う、児童福祉法の改正により、条例の改正を行うものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。